

報告第3号

長岡市・与板町合併協議会分科会規程について

長岡市・与板町合併協議会分科会規程について、別紙のとおり定め
たので報告する。

平成17年1月26日提出

長岡市・与板町合併協議会
会長 森 民 夫

長岡市・与板町合併協議会分科会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市・与板町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会の分科会（以下「分科会」という。）は、協議会の幹事会の幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会の組織は、別表のとおりとする。

2 分科会の分科会員は、長岡市及び与板町の事務所管部署の課長及び担当職員をもって充てる。

（役員）

第4条 分科会に分科会長1人及び副分科会長1人を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選によりこれを選出する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 分科会は、その職務を行うに当たり、他の分科会と密接に関係ある案件を処理しようとするときは、他の分科会と合同で会議を開くことができる。

（報告）

第6条 分科会長は、必要に応じて、分科会の協議の経過及び結果について協議会の幹事会に報告するものとする。

（庶務）

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の事務所管部署において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定

める。

附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

別表（第3条関係）

組織・給与分科会
広報分科会
例規分科会
企画・総合計画分科会
防災・防犯・交通分科会
情報分科会
財政分科会
契約分科会
管財分科会
税務・収納分科会
消防分科会
福祉・保健・医療分科会
住民・国保・年金分科会
環境分科会
商工・労働分科会
観光分科会
農林分科会
都市計画分科会
建築住宅分科会
公園分科会
道路・河川分科会
下水道分科会
水道・ガス分科会
学校教育分科会
生涯学習・公民館・文化施設分科会
青少年健全育成分科会
スポーツ・体育施設分科会
議会分科会
選挙管理分科会
監査分科会
農業委員会分科会
出納事務分科会